

（附則第三十二条関係）

改 正 案	現 行
-------------	--------

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律
における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律
における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務
(略)	(略)
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百零四条、第一百零九条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規</p>
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百零二条、第一百零九条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規</p>

(略)	(略)	<p>規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十四条、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>
(略)	(略)	<p>定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十二条、第百十九条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>